

③ 秘密保全

1 防衛省・自衛隊における秘密保全の必要性等

我々には職務上知ることのできた秘密を守る義務が課されており、秘密保全は、国の安全の確保、他国との情報共有又は信頼関係の維持のため必要不可欠なものです。

防衛省・自衛隊における秘密は、基本的に下表のとおりです。

【いわゆる省秘等】（自衛隊法第59条）

省秘

防衛省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画（電磁的記録含む。）又は物件であって、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定に基づいて秘と指定したもの。

【注意】

当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの。

【部内限り】

防衛省の職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの。

※ 注意及び部内限りについては、自衛隊法第59条の守秘義務規定の適用を受ける可能性がある。

【特定秘密】

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条の規定に基づき、行政機関の所掌事務に係る同法別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものとして、行政機関の長が指定したもの。

【特別防衛秘密】

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条各号に掲げる事項（日米相互防衛援助協定等に基づき米国政府から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないもの

機密

秘密の保護が最高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれがあるもの。

極秘

秘密の保護が高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれがあるもの。

秘

秘密の保護が必要であって、機密及び極秘に該当しないもの。

③ 秘密保全

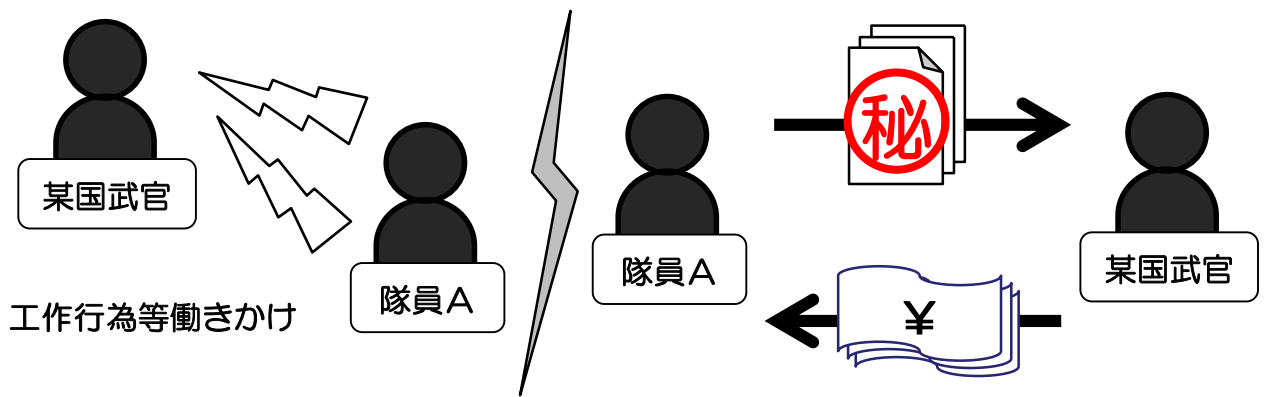
2 過去の違反事例

事例1：他国等に秘密情報を漏えい

【概要①】

隊員Aは、某国武官と接触を続け、その過程の中で現金等を受け取り、このことが負い目となって、秘密情報を漏らしました。

このため、隊員Aは、自衛隊法第59条等による情報保全義務違反容疑で逮捕され、有罪判決（懲役10か月）となるとともに、懲戒処分（免職）となりました。



【概要②】

自衛隊OBが某国武官に教範を渡した事案では、教範をOBに提供した幹部自衛官3名が、自衛隊法第59条等違反で懲戒処分（戒告）となりました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部外者への秘密情報の漏えい	自衛隊法第59条 (秘密を守る義務)
	自衛隊法第118条第1項第1号 (罰則：秘密を守る義務違反)
	秘密保全に関する訓令第7条 (秘密を守る義務)

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

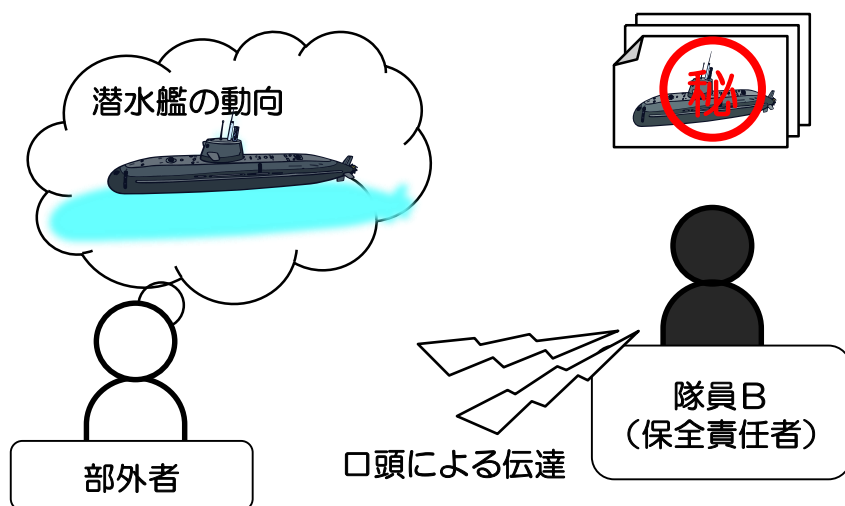
③ 秘密保全

事例2：中国潜水艦の動向に関する防衛秘密の漏えい

【概要】

隊員B（保全責任者）は、部外者に対して、中国潜水艦の動向に関する職務上知り得た情報を、防衛秘密（現在は特定秘密）に該当する情報を含むことを認識した上で、口頭により伝達しました。

このため、隊員Bは、警務隊により、自衛隊法第96条の2及び第122条第1項の違反容疑で書類送検（起訴猶予）されるとともに、懲戒処分（免職）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<u>部外者への秘密情報の漏えい</u>	(当時) 自衛隊法第96条の2 (防衛秘密) (現在) 特定秘密の保護に関する法律第3条 (特定秘密の指定)
	(当時) 自衛隊法第122条第1項 (罰則) (現在) 特定秘密の保護に関する法律第23条第1項 (罰則：特定秘密の漏えい)

③ 秘密保全

事例3：部外者に対するSNSによる情報の漏えい

【概要】

隊員Cは、護衛艦の状況に関する情報を交際している部外女性にSNSで数回にわたり送信していたところ、交際相手の女性から防衛省に相談があり、発覚しました。

このため、隊員Cは、自衛隊法59条等による情報保全義務違反で懲戒処分（停職6日）を受けました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部外者への秘密情報の漏えい	自衛隊法第59条 (秘密を守る義務)
	自衛隊法第118条第1項第1号 (罰則：秘密を守る義務違反)
	秘密保全に関する訓令第7条 (秘密を守る義務)

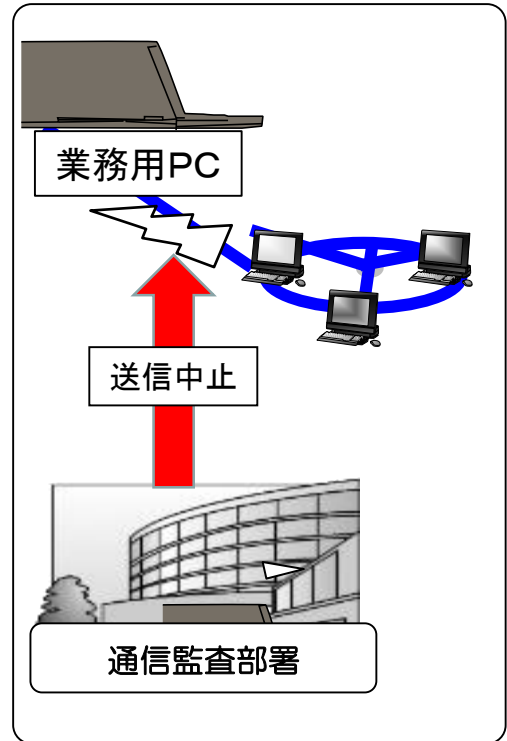
③ 秘密保全

事例4：省秘の取扱が許可されていないパソコンで秘のデーを送信

【概要】

隊員Dは、自分の情報システム（注意まで取扱可）では、省秘のデータを作成してはならないことを知っていたが、自分の業務用パソコンで作成した上、そのデータを業務用メール（注意まで送信可）で送信しました。

このメールに対して、通信保全監査部署から「業務用メールに省秘の内容が含まれているため、送信中止」の処置がとられました。そのことを本人が部隊に報告し、発覚しました。本人は、懲戒処分（減給）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<u>省秘の取扱が許可されていないパソコンでの業務の実施</u> <u>省秘データの無断作成及び送達</u>	秘密保全に関する訓令第14条（秘密電子計算機情報） 第25条（複製等） 第33条（文書、図画及び物件以外の方法による伝達）

※ 処分の基準は、「情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）（防人1第5092号。18.5.29）」を参照

③ 秘密保全

3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

管理者及び保全責任者は、部下職員である関係職員及び保全責任者の補助者に対し、秘密の保全に関する適切な監督及び指導を行わなければなりません。

(1) 関係法令等に定められた事項の確実な実施

ア いわゆる「need to know」の原則の徹底

（「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則）

イ 秘密保全に係る重責を自覚させるための「誓約書」の確実な提出

ウ 全職員に対する個別指導、身上（心情）把握

エ 秘密を含む文書の確実な「秘」の表示と所定の保管容器等への保管

オ 管理者及びその職務上の上級者の許可を得た上での複製、破棄

カ 秘密が紛失、漏えい等した場合、直ちに適切な処置を講じ、職務上の上級者に報告等

(2) 管理者及び保全責任者による監督・指導

ア 関係法令等についての教育

イ 保全責任者補助者及び取扱者等が規則に定められた事項を確実に
行っているかについての確認、指導

ウ 官房長等は情報保証責任者等と連携して、年1回情報流出防止に
関して面談による隊員の個人指導を実施

(3) ソーシャルメディアの私的利用に関する注意事項【ソーシャルメディアの私的利用に関する注意事項について（通知）（防整情第7592号。31.4.19）から抜粋】

ソーシャルメディアで不適切な情報を発信している事案が発生しており、隊員に対して、下記の内容に関して周知徹底する必要があります。

ア 不適切な発信内容が含まれていないか事前の入念な確認

イ ソーシャルメディアの特性の理解

（ア）情報の発信範囲を限定したとしても、その情報が拡散する可能性があり、結果、不特定多数の者に情報共有されること。

（イ）発信した情報は断片情報であったとしても、複数の情報を組み合わせ又は他の情報と照合することにより、発信者の行動や内容が推測され、意図せず職務上の秘密を漏えいさせるおそれがあること。

③ 秘密保全

ウ サービス規律の遵守

(ア) 私的な利用であっても職務の公正性又は中立性に疑義のある内容、他人や組織を誹謗中傷する内容及び公序良俗に反する内容等であった場合は、自衛隊法に規定する品位を保つ義務等に違反するおそれがあること。

(イ) 職務専念義務が課せられていることから、出張中の移動時間や超過勤務時間を含め、勤務時間中は、ソーシャルメディアの発信は行わないこと。

エ 情報発信に係る注意事項

部外に意見発表を行う場合は、所要の手続が必要であること。

(4) 部外者の不自然な働き掛けに対する速やかな対応

外国人を含む部外者による不自然な働き掛け（例：利益の提供を受ける、あるいは、職務に係る情報提供を求められる等）が自分に起こり得るとの認識をもって注意するとともに、不自然な働き掛けを受けた場合は、関係規則に基づき、速やかに保全責任者へ報告することが必要です。また、秘密保全上の管理者は、不自然な働き掛けについての報告を受けた場合、関係規則に基づき、情報保全上必要な措置を講ずるとともに、所定の報告を行う必要があります。